

水戸南ロータリークラブ

定款・細則

水戸南ロータリークラブ

水戸南ロータリークラブ定款

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 衛星クラブ
(該当する場合)：潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、水戸南ロータリークラブとする。

(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと、
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること、
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること、
- (d) ロータリー財団を支援すること、
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること。

(*訳注：「第3条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第5条「目的」[Object]と区別するため、「クラブの」が補足されています。)

第4条 クラブの所在地

本クラブの所在地は、次の通りとする。

茨城県水戸市。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第1. 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第2. 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第3. ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を實踐すること；

第4. 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

6
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

RI 6 RI 7 \$ D Nq

RI 3 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

" 3 2 oe

12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

12i 30(

18i 30(> _

6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

ことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。定款第5条第2節による。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第1例会日までに開催されるものとする。臨時理事会は、会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合、然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金は5万円とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。ただし、再入会または他クラブにて入会金を支払っている場合は義務づけられないものとする。

第2節 会費は年額20万円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は、RI人頭分担金、機関紙の購読、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区による他の賦課金に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 一 常任委員会。

会長は、次の通り常任委員会を設置するものとする。

- ・会員組織委員会

この委員会は、会員の増強、退会防止に関連する活動を実施するものである。

- ・クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- ・奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

- ・ロータリー財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

- ・米山記念奨学委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じて公益財団法人ロータリー米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

- ・ニコニコBOX委員会

この委員会は、本クラブの奉仕活動の資金のため会員の献金を促進する計画を立て、実施するものである。

- (a) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
- (b) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第2節 一 特定分野委員会。

常任委員会の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

- (a) 会員組織委員会
 - ・職業分類委員会
 - ・会員選考委員会
 - ・会員増強委員会
 - ・ロータリー情報委員会
- (a) クラブ管理運営委員会
 - ・出席委員会
 - ・親睦活動委員会
 - ・会場運営委員会
 - ・プログラム委員会
 - ・公共イメージ委員会
 - ・会報委員会
 - ・IT資料委員会
 - ・雑誌委員会
- (a) 奉仕プロジェクト委員会
 - ・職業奉仕委員会
 - ・社会奉仕委員会
 - ・青少年奉仕委員会

・国際奉仕・姉妹友好クラブ委員会

第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なRI資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリ一年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。クラブ定款第10条第5節による。

第12条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節 すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節 資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日

および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対し会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブプロジェクトまたは役目に配属する。

第7節 クラブは、標準ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項、およびロータリー情報

委員会報告（ある場合）

審議未終了議

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリークラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

2011.6.15 改定

2012.12.7 改定

2013.規定審議会にて改定

2015.7.10 改定

2016.規定審議会にて改定

2017.6.9 改定

2019.規定審議会にて改定

2022.6.17 改定

2023.6 改定

水戸南ロータリークラブ慶弔等規定

第1条 この規定は会員の親睦と相互扶助を図り、その活動を通じて、人間関係を更に深めることにより、ロータリーの理想を実現することを目的とする。

第2条 この規定は、水戸南RC会員、その配偶者及び会員の一親等親族に適用する。

第3条 本RCは次の場合に、以下の区分により祝金を贈呈する。

(1) 会員またはその子が婚姻した場合

1. 会員の場合 20,000円 2. 会員の子の場合 10,000円

(2) 会員に子が誕生した場合 5,000円

第4条 会員が叙勲、褒賞、学位称号等を受けた場合、その会員の身边に特に慶事があった場合は、理事会の決議により適宜金品を贈呈する。

第5条 会員またはその配偶者が入院若しくは2週間以上の加療を要する傷病にかかった場合は、金10,000円の見舞金を贈呈する。

但し、本人の病状、療養時間の長短等については、必ずしも前項の規定に拘らず、理事会の決議により見舞の方法、金品の種類又は金額等を定める事が出来る。

第6条 会員、その配偶者及び会員の一親等親族が死亡した場合は、次の区分により弔慰金を贈呈する。

(1) 会員の場合 花輪又は供花 他に金50,000円

(2) 配偶者の場合 花輪又は供花 他に金30,000円

(3) 会員の父母又は子の場合 花輪又は供花 他に金20,000円

第7条 会員の住所又は職場が、火災・風水害その他不慮の災害により、著しい被害を蒙った場合は、その実情により、理事会の決議により慰問品又は見舞金を贈呈することができる。

第8条 本条項の慶弔金並びに見舞金の贈呈は、会長、幹事、並びに親睦活動委員会の三者が同行して行なうものとする。但し、右三者のうち何れか又は全員に支障があるときは、それぞれ適宜代行者を選任することができ、また止むを得ない場合は、二者によってこれを代行することもできる。

第9条 会員が疾病又は一身上の都合により退会する場合は、理事会の決議により記念品を贈呈する。

第10条 前各条項の規定に該当せず且つ慶弔等の必要のある場合は、理事会の決議によるものとする。

付 則

第1条 本規定は昭和50年1月1日よりこれを実施する。

第2条 本規定の理事会の決議は、過半数の理事が出席した理事会において、その過半数の決議により決定するものとする。

第3条 本規定の改廃は、過半数の理事が出席した理事会の過半数の決議、並に在籍会員数の3分の1以上出席（マークアップは除く）した会合においてその過半数の決議により決するものとする。

1998年12月4日 一部改正（第6条）

2013年8月9日 一部改正

以 上